

一般競争入札公告

沖縄県が発注する業務用自動車の賃貸借契約について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 業務用自動車賃貸借契約
- (2) 契約の内容 車両の賃貸借を行う。詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- (3) 使用の本拠地又は保管場所 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（沖縄県庁本庁舎）
- (4) 契約期間 令和 7 年 5 月 1 日から令和12年 4 月30日まで
- (5) その他 本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該契約にかかる歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は当該契約は一部又は全部を解除する。

2 一般競争入札参加資格要件

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 営業年数が令和 7 年 4 月 1 日現在において 3 年以上あること。
 - イ 沖縄県内において本社または支社、支店、営業所等を有すること。
 - ウ 過去 2 年以内に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は本県若しくは県内の地方公共団体と同種、同等規模の契約を 2 回以上締結し、かつこれらをすべて確実に履行していること。
- (2) 一般競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令第167条 4 第 1 項に規定する者に該当する者及び同条第 2 項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者。
 - イ 競争入札参加資格登録申請書の提出期限の日から入札の日までの間において、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けた者。
 - ウ 会社更生法に基づき、更正手続き開始の申立てがなされている者（会社更生法の適用を受けた者を除く）。
 - エ 次に掲げる者に該当する者
 - 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）
 - 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
 - 法人で役員のうち暴力団等反社会勢力に属するものがある者
 - オ 県税に関し滞納がある者

3 入札参加資格の申請方法等

- (1) 申請の方法 当該業務の入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接若しくは書留郵便で提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - ア 競争入札参加資格確認申請書（第 1 号様式）
 - イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - ウ 財務諸表(直近の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等を含む。))
 - エ 過去 2 年以内に官公庁と同等規模の車両賃貸借契約実績を証する書類（第 2 号様式）（契約書写しを含む）
 - オ 県税に関し滞納がないことを証する書類（納税証明書）

(2) 申請期間・提出場所及び問い合わせ先

ア 期間 この公告の日から令和7年4月8日(火)午後5時まで。

イ 場所及び問い合わせ先 沖縄県土木建築部建築指導課 業務班

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁本庁舎10階

電話番号 (098) 866-2413

FAX番号 (098) 866-3557

(3) 申請書及び契約条項等の入手方法 申請書等の諸様式は、沖縄県公式ホームページに掲載する

4 資格審査結果の通知 資格審査結果は、令和7年4月9日(水)までに通知する。

5 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から契約締結日までとする。

6 入札参加資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号または名称（営業所の名称を含む）

(2) 住所または所在地

(3) 代表者の氏名

(4) 使用印鑑

(5) 電話番号

7 資格の取り消し等

(1) 入札参加の資格を有する者が2(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

8 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和7年4月16日(水) 午前10時

(2) 場所 沖縄県庁本庁舎11階 第2会議室

9 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第100条の規定により、見積る契約金額(長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の5以上の金額を、沖縄県の発行する納付書により現金を金融機関で納付し、領収書の写しを8(1)の日時までに提出すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

(2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したもののについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 入札の無効 次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みした者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲内の価格がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項に基づき、再度の入札を行う。なお、入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。
- (3) 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により最低価格を入札した者と随意契約の交渉ができるものとする。

13 その他

- (1) この一般競争入札に参加する者は、入札公告及び入札書並びに契約条項等を熟読のうえ、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し立てることは出来ない。
- (2) 入札に代理人が参加する場合は、本人の委任状を当日提出すること。
- (3) 入札に参加する者は、当日、一般競争入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (5) 当該公告等に定めがない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則に定めるところによる。